

公益財団法人日本セーリング連盟 計測委員会運営規則

計測委員会は、理事会より次の業務を委任される。本規則は公益財団法人日本セーリング連盟（以下、「連盟」という。）理事会の承認を受け、4年毎に改正される。改正時期はセーリング装備規則（以下、「ERS」という。）およびセーリング競技規則（以下、「RRS」という。）の改正時期と関連づける。

計測委員会の基本目的

計測委員会は計測技術の向上、統一性を図るための判断、計測員の教育制度などを含む連盟の計測に関する政策の立案及び業務を担当する。

計測委員会の業務

各クラス協会の自主性と協力体制を維持し、全てのクラスについて共通する基本的なテーマを優先的に扱い、資料・情報・教育の提供などの支援をすることを主要業務とする。

- 1) 日本国内の計測ルールに関する統一性を確保するための支援を行う。
 1. 国際セーリング連盟（以下、「ISAF」という。）などからの基本ルール・指針、国際的な動向、国内法（計測に関わる部分）などに関する迅速で正確な情報を入手し、会員、各クラス協会、加盟団体などに伝える。
 2. ISAFの発行するERSの保守管理および最新情報を全ての連盟団体（加盟団体、特別加盟団体を含む）に配布すると共に、その解釈に対して責任を持つ。
 3. 各クラスルールの解釈の統一性、正確性に対し、連盟として監督責任を持ち必要有れば指導及び協力を行う。
 4. 各クラス協会に、クラス規則・計測規則を毎年連盟計測委員会へ提出を求め、保管する。
- 2) 計測員の指導育成を推進し、認定を行う。
 1. ERSに基づく基本計測知識と計測技術の講習会、および計測シンポジウムなどを必要に応じ開催する。
 2. ERSが必要とされる各クラス協会に対し、計測員講習会にERS講習を組込むことを要請する。
 3. 各クラス協会に対し、公式計測員（オフィシャル・メジャー）名簿を毎年連盟計測委員会へ提出を求め、開示する。
 4. 当委員会は各クラス協会のチーフ・メジャーを各クラス協会の推薦に基づき、連盟理事会に承認を得る。
 5. インターナショナル・メジャーは、各クラス協会（ISAFクラスのみ）の申請に基づき、ISAF規定を満足できると判断された場合に、連盟理事会の承認を得て、ISAFに対し推薦する。
- 3) 大会計測に関する規則を別に定め、大会計測員の権限と責任を明確にする。
- 4) 連盟ホームページの計測委員会のページおよびJ-Sailingを利用し、迅速・正確な広報に勤める。

計測委員会組織と運営

1. 委員長は、委員をできるだけ15名以内で委員会を構成する。

2. 委員長は、任意に小委員会を構成することができる
小委員会は、10名以内で構成することを基本とする。
3. 委員会の基本的運営は、連盟委員会運営ガイダンスに従うものとする。

平成13年11月27日

計測委員会

委員長 福田義一

附則

平成24年12月 8日から改定施行する。

懸案事項

1. 外洋艇の扱い提案
外洋艇は現在クラス協会を編成していないが、暫定的に「外洋艇」計測委員会（仮称）をクラス協会計測委員会的扱いとする。今後その取扱い細則を作り、連盟理事会に諮ることとする。
2. ERS講習会の扱い
原案では「ERSを基本とする基本計測知識と計測技術の講習会を受講し、その修了者に対し、連盟計測員認定書を発行する。」となっていたが、ERS講習だけでは役に立たず、各クラス協会計測員講習会と組み合わせないと、計測員となり得ない。ERS講習だけで「計測員認定書」を発行することには、無理がある。また、外洋艇に関しては、ERSは必要とされない。
3. 第3)項、大会計測にかかわる部分は、ルール委員会等に関連の検討を依頼中。